

羽村市店舗・事業所等改修支援事業助成金

店舗や事業所などで新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んだ費用の一部を最大10万円助成します!! ※条件があります

◇助成対象者

市内に事業所を有する中小企業者（法人または個人事業主）

※市内に本店・支店または事業所を有し、既に納期の到来した市税を完納していること

注意：業種によって助成を受けられない場合がありますので事前にご相談ください

◇助成対象事業

対象項目	主な具体例
対人間隔確保のための仕切り等の購入または改修	飛沫感染防止板・透明カーテン・対人間隔確保目的の床表示など
非対面、遠隔、非接触に対応する設備の購入または改修	非接触型自動水栓・人感センサー付照明・非接触型体温計・自動消毒液噴射機・キャッシュレス決済・タッチパネルなど
換気設備の設置または改修	換気扇・空気清浄機（ウイルス対策用）・換気機能や空気清浄機能を備えるエアコンなど

注意：消毒液やマスク等の消耗品やリース契約によるものは対象になりません

◇助成対象経費 ※1点あたり10万円を超える事業については、東京都の感染予防対策支援事業の活用をご検討ください。（市制度との併用不可）

助成金限度額 10万円

※助成金の交付は1事業者1回に限り、1,000円未満の額が生じた場合は切り捨てとし、下記の条件で金額が変わります。なお、対象経費は税抜価格となります。

- ・ **市内**事業者が施工した設備の改修または備品等の購入に係る経費を合算した額に2分の1を乗じた額（10万円を超える場合は10万円）
- ・ **市外**事業者が施工した設備の改修または備品等の購入に係る経費を合算した額に2分の1を乗じた額（5万円を超える場合は5万円）

～計算例～

- ① 市内事業者が施工した設備の改修または備品購入費の合計額が22万円の場合
→22万円（税抜合計金額）×1/2=11万円 → 助成額10万円（上限）
- ② 市外事業者が施工した設備の改修または備品購入費の合計額が12万円の場合
→12万円（税抜合計金額）×1/2=6万円 → 助成額5万円
- ③ 市内事業者施工費合計額8万円で、市外事業者施工費合計額20万円の場合
→（市内事業者施工費8万円（税抜）×1/2）+（市外事業者施工費20万円（税抜）×1/2）
=14万円→ 助成額9万円（市内事業者施工費4万円+市内事業者施工費5万円）

◇助成対象期間（予算額に達した場合は、期間中でも受付を終了とさせていただきます）

令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に事業が完了したものの

◇申請から助成金交付までの流れ

1. 交付申請 交付申請書と必要書類を提出してください。
2. 交付決定 書類を審査し、決定通知書を交付します。
3. 実績報告 事業完了後、報告書等を提出してください。
4. 助成金額の確定 書類を審査し、助成金額確定後、確定通知書を交付します。
5. 助成金の請求 助成金請求書兼振込依頼書を提出してください。
6. 助成金交付 市より助成金が振り込まれます。

必要書類

- ①見積書または領収書の写し
- ②対象経費の内訳がわかる書類



詳しくはお問合せください

羽村市店舗・事業所等改修事業助成金

ホームページ QRコード

※申請書等の様式は、羽村市公式サイトからダウンロードできます。

＜お問い合わせ＞

羽村市 産業振興課 商工観光係

TEL 042-555-1111（内線655・656・657）

E-mail s206000@city.hamura.tokyo.jp